

生計費指數資料實地調査令の一部改正

生計費指數資料實地調査令は昭和二十一年八月左の如くその一部改正を以て即時施行せられた。

生計費指數資料實地調査令中改正
(昭和二十一年八月三十日 勅令第四百一號)

第一條 生計費指數資料實地調査令の一部を次のやうに改正する。

第二條第二項中「第三條第一類ノ地域ニ在リテハ」及び「、同條第二類ノ地域ニ在リテハ毎週水曜日現在ニ依リ」を削る。

第三條第一項を次のやうに改める。

生計費指數資料實地調査ハ左ノ地域ニ之ヲ行フ

- 一 札幌市
- 二 仙臺市
- 三 山形市
- 四 郡山市
- 五 前橋市
- 六 東京都ノ區ノ存スル區域
- 七 横濱市
- 八 新潟市
- 九 金澤市
- 十 松本市
- 十一 濱松市
- 十二 名古屋市
- 十三 京都市
- 十四 大阪市

- 十五 神戸市
- 十六 鳥取市
- 十七 岡山市
- 十八 廣島市
- 十九 徳島市
- 二十 今治市
- 二十一 八幡市
- 二十二 長崎市
- 二十三 熊本市
- 二十四 延岡市

第十三條第一項中「第三條第一類ノ地域ノ」及び同條第二項を削る。

第二條 勤勞統計調査令の一部を次のやうに改正する。

第一條第二項中「毎月勤勞統計調査及毎週勤勞統計調査」を「及毎月勤勞統計調査」に改める。

第四條中「、第二十九條若ハ第三十條又ハ第三十七條若ハ第三十八條」を「又ハ第二十九條若ハ第三十條」に改める。

第四章を削る。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

農地調整法の一部改正

政府は耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持増進を図るために農地調整法を左の如く改正した。

農地調整法中改正

(昭和二十一年十月十九日 法律第四十二號)

第一條 本法ハ耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲メ農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第四條 農地ノ所有權、賃借權、地主權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ於テ地方長官ノ許可又ハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズンテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四條ノ二乃至第五條を削る。

第六條中第二號及び第三號を削り、第四號を第二號とし、以下順次二號づつ繰り上げ、同條を第五條とする。

第六條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條第一項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「命令ヲ以テ定ムル」に、同條第二項中「第四條第一項又ハ第六條ノ」を「同項ニ規定スル」に改める。

第七條ノ二を削る。

第九條第一項及び第三項中「解約」の上に「解除若ハ」を、同項の次に左の一項を加へる。

前項ノ承認ヲ受ケズンテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第九條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫率ヲ